

(参考資料3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など (2023年4月～2024年3月)

<勧告・建議・報告徴収>

	2023年4月 ～2024年3月	
	件数	内訳
事業者勧告 【第66条の12第1項】	8	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社グランデータに対する業務改善勧告 ・一般送配電事業者の情報漏えい事案に関する業務改善勧告(※1) ・関西電力株式会社の過剰買い入札事案に対する業務改善勧告
大臣勧告 【第66条の13第1項】	2	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対する業務改善命令について ・小売電気事業の登録の取消しについて
建議 【電気事業法第66条の14第1項、ガス事業法第180条の第1項】	8	<ul style="list-style-type: none"> ・電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について ・「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を踏まえた発電側課金の詳細設計に関する建議について ・発電実績の公開に関する省令改正の建議について ・一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案に関する制度的措置について ・「適正な電力取引についての指針」の改定及び「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」の制定に関する建議について ・「需給調整市場ガイドライン」及び「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の改定に関する建議について ・「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」を踏まえたインバランス料金制度の運用に関する建議について ・一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について

<p>報告徴収 【電気事業法第 106 条、 ガス事業法第 171 条】</p>	<p>53 (※ 2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般担保付社債の発行状況及び電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用に充てる費用の状況に係る報告徴収 (※ 1) ・ 大手ガス事業者等による独占禁止法違反等事案に関するガス事業法及び電気事業法に基づく報告徴収 (※ 1) ・ その他
--	---------------------	--

※ 1 複数の事業者に対し勧告を行っているものについては、複数件として数えている。

※ 2 電気関係報告規則をはじめとする法令等に基づき、事業者から定期的に報告を求めているものは除く

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	<p>2023 年 4 月 ～2024 年 3 月</p>
<p>小売電気事業登録 【第 2 条の 2】</p>	<p>32</p>
<p>小売登録の取消し 【第 2 条の 9】</p>	<p>1</p>
<p>小売供給登録 【第 27 条の 15】</p>	<p>4</p>
<p>特定供給の許可 【第 27 条の 33 第 1 項】</p>	<p>0</p>
<p>卸電力取引所業務規程変更認可 【第 99 条第 1 項】</p>	<p>4</p>
<p>卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第 99 条の 6】</p>	<p>1</p>
<p>離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 21 条第 2 項ただし書】</p>	<p>33</p>
<p>電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】</p>	<p>2</p>
<p>電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】</p>	<p>2</p>
<p>電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可 【第 28 条の 48】</p>	<p>1</p>

電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】	1
電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可 【第 28 条の 53 第 1 項】	2
供給区域外に設置する電線路による供給の許可 【第 24 条第 1 項】	2
特定小売供給約款の変更の認可 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 1 項】	7
特定小売供給約款の変更の届出 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 7 項及び 第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 19 条第 5 項】	10 (※ 1)
特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	50
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	44
最終保障供給約款の変更の届出 【第 20 条第 1 項】	0
託送供給等約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】	23
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】	1 (※ 1)
一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】	10 (※ 1)
託送供給等に係る収入の見通しの変更の認可 【第 17 条の 2 第 4 項】	10 (※ 1)
託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条第 1 項】	21
託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条第 1 項】	0
再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 【再エネ特措法第 18 条第 2 項ただし書】	20

(2) ガス

	2023年4月 ～2024年3月
ガス小売事業登録 【第3条】	2
ガス小売事業変更登録 【第7条第1項】	42
指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可 【第3弾法附則第22条第4項によりなおその効力を有する旧法第20条但し書】	
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第40条第1項】	25
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定の解除 【第2弾改正法附則第22条第2項】	2（うち1（※1））
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第2弾改正法附則第23条第1項】	4
原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【第3弾法附則第22条第4項により なおその効力を有する旧法第18条第1項】	1（※1）
託送供給約款の変更認可 【第48条第2項】	0
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況 の事後評価 【第49条第3項、第50条第1項、第76条第4項及び第 77条第3項】	1（※1）
託送供給約款以外の供給条件の認可 【第48条第3項ただし書】	1
最終保障供給約款以外の供給条件の承認 【第51条第2項ただし書】	4

(3) 熱

	2023年4月 ～2024年3月
熱供給事業登録 【第3条】	0
熱供給事業変更登録 【第7条第1項】	0

<地方経済産業局長等からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	2023年4月 ～2024年3月
特定供給の許可 【第27条の33第1項】	13 (※2)

(2) ガス

	2023年4月 ～2024年3月
ガス小売事業者の登録 【第3条】	4 (※2)
ガス小売事業の変更登録 【第7条第1項】	48 (※2)
指定旧供給区域等小売供給約款以外の特例認可 【第3弾法附則第22条第4項、旧ガス事業法第20条ただし書】	0
指定旧供給区域等の変更の許可 【第3弾法附則第23条第1項】	0
指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可 【第3弾法附則第24条第1項】	0
指定旧供給地点の指定解除 【第3弾法附則第28条第2項】	47 (※2)
指定旧供給地点小売供給約款以外の特例認可 【第3弾法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の6第2項ただし書】	509 (※2)
指定旧供給地点の変更の許可 【第3弾法附則第29条第1項】	60 (※2)

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【第3弾法附則第30条第1項】	4 (※2)
一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第48条第1項ただし書】	117 (※2)
託送供給約款の変更認可 【第48条第2項】	3 (※2)
託送供給約款の特例認可 【第48条第3項ただし書】	7 (※2)
最終保障供給の特例承認 【第51条第2項ただし書】	4
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第76条第1項ただし書】	5 (※2)
旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】	1 (※2)
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】	12 (※2)
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】	68 (※2)
一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】	0 (※2)
一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】	0 (※2)
原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について	8 (※1)
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第49条第3項及び第50条第1項】	2 (※1)
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事 後評価 【第49条第3項、第50条第1項、第76条第4項及び第77 条第3項】	8 (※1)

- (※1) 任意の意見聴取に対して回答している。
- (※2) 電気事業法に基づく電気の特定期供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が事務局から報告を受けた内容（2023年4月～2024年3月までの実績）を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。